

改正

昭和51年3月30日条例第17号

昭和53年7月10日条例第22号

昭和57年3月25日条例第14号

平成8年6月24日条例第15号

平成9年3月21日条例第1号

平成17年3月25日条例第8号

平成24年9月27日条例第17号

平成25年3月25日条例第16号

平成26年3月26日条例第1号

平成28年7月1日条例第30号

平成29年3月22日条例第7号

平成30年3月29日条例第15号

令和元年7月8日条例第1号

令和2年12月24日条例第39号

飯山市都市公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第18条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定により、都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市公園 法第2条第1項に規定する都市公園（以下「公園」という。）をいう。
- (2) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

(都市公園の設置基準)

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第2条の4に定めるところによる。

(住民1人当たりの敷地面積の標準)

第2条の3 市内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市内の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第2条の4 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び本市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とする。

2 市が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第2条の5 公園施設の建築面積について法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第2条の6 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

（運動施設の敷地面積の基準）

第2条の7 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

（名称及び所在地）

第3条 公園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
飯山運動公園	飯山市大字旭4722番地
新町児童公園	飯山市大字飯山280番地2
鉄砲町児童公園	飯山市南町24番地3
上町児童公園	飯山市南町21番地2
飯山城址公園	飯山市大字飯山2752番地1
寺町シンボル広場	飯山市大字飯山1332番地3
飯山駅前公園	飯山市大字飯山812番地23
矢落ヶ池公園	飯山市大字飯山515番地1
寺町公園	飯山市大字飯山2941番地1

(設置区域の変更及び廃止)

第4条 公園を設置し、その名称若しくは区域を変更し、又は廃止しようとするときは、市長は、その名称、区域その他必要と認める事項を公示するものとする。

(行為の制限)

第5条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しをするために、公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める行為をすること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

4 市長は、第1項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第6条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第7条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項の許可に係るものについては、この限りではない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は止めておくこと。

- (8) 火をもてあそぶこと。
- (9) 水泳施設以外で水泳をすること。
- (10) 公園をその用途外に使用すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障のある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第8条 市長は、公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(許可申請書の記載事項)

第9条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするとき。
 - ア 設置の目的、期間及び場所
 - イ 公園施設の種類及び数量
 - ウ 公園施設の構造及び管理方法
 - エ 工事の実施方法並びに工事の着手及び完了の時期
 - オ 公園の復旧方法
 - カ その他市長が指示する事項

- (2) 公園施設を管理しようとするとき。

- ア 公園施設の場所、種類及び数量
- イ 管理の目的、期間及び方法
- ウ その他市長が指示する事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占有しようとする工作物その他の物件又は施設（以下第3号及び次条において「占有物件」という。）の種類及び数量
- (2) 占有の目的、期間及び場所
- (3) 占有物件の管理方法
- (4) 工事の実施方法並びに工事の着手及び完了の時期
- (5) 原状回復の方法
- (6) その他市長が指示する事項

(軽易な変更)

第9条の2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の様態替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占有物件に対する物件の添加で、占有の許可を受けた者が当該占有の目的に付随して行うもの

(設計図書等)

第10条 公園施設の設置若しくは公園の占有の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項を変更しようとする者は、当該許可申請書に、設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(監督処分)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定に基づく許可条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定に基づき許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定に基づき許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第11条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第11条の3 法第27条第5項の規定による公示は、前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、市役所前掲示場に掲示して行うものとする。

2 前項の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同項の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第11条の6において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を市報、新聞紙等に掲載するものとする。

3 市長は、前2項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。

（工作物等の価額の評価の方法）

第11条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第11条の5 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

（工作物等を返還する場合の手続）

第11条の6 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

（届出）

第12条 次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

- （1） 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき。
- （2） 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。
- （3） 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により、公園を原状に回復したとき。
- （4） 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- （5） 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(6) 公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(7) 第11条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(損害賠償の義務)

第13条 公園内の土地、建物、施設及び物品を重大な過失により滅失、損傷又は殺傷した者は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、市長が定める。

(保証人又は保証金)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項の規定による許可の際、保証人をたてさせ又は保証金を徴収することができる。

(使用料)

第15条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項の許可を受けた者は、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の徴収)

第16条 使用料は、公園の占用又は第5条第1項各号に掲げる行為（以下「占用等」という。）の許可の際その全額を徴収する。ただし、占用等の期間が1年を超えるものについては、毎年度徴収するものとし、初年度分は許可の際、次年度以降の分は当該会計年度の初めに徴収する。

2 使用料の額が月を単位として定められている場合において、占用等の日数に端数を生じたときの使用料の額は、その月の日数に応じて日割りにより算出する。

3 市長は、使用料が著しく多額で、かつ、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、期日を定めて2回以上の分納をさせることができる。

(使用料の減免)

第17条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(検査)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、土地又は公園施設の使用状況について検査し、その使用方法等について改良その他の措置を命ずることができる。

2 占用の許可を受けた者は、前項の規定による検査を拒むことができない。

(公園予定区域等)

第19条 第2条の5、第2条の6及び第5条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について、準用する。

(補則)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に占用を許可してあるものについては、この条例の規定に基づき許可したものとみなす。

附 則 (昭和51年3月30日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年7月10日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年7月1日以後に占用許可した使用料から適用する。

附 則 (昭和57年3月25日条例第14号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 飯山市公園設置条例(昭和39年飯山市条例第34号)は、廃止する。

3 この条例施行の際、現に城山公園内において使用を許可してあるものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成8年6月24日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月21日条例第1号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の飯山市都市公園条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用又は行為の許可から適用し、施行日前に許可を受けている占用又は行為については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 9 月27日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月25日条例第16号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月26日条例第 1 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（使用料等に関する経過措置）

2 次項から第10項までに定めるものを除くほか、次の各号に掲げる規定は、それぞれこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の当該各号に定める行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の当該行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

（1）～（4） （略）

（5） 第 5 条の規定による改正後の飯山市都市公園条例別表の規定 行為の許可

（6）～（25） （略）

附 則（平成28年 7 月 1 日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月22日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の飯山市都市公園条例の規定、第 2 条の規定による改正後の飯山駅観光交流センター条例の規定及び第 3 条の規定による改正後の飯山市駅前広場条例の規定は、飯山都市計画事業新幹線飯山駅周辺土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から適用する。

附 則（平成30年 3 月29日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 8 日条例第 1 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

（使用料等に関する経過措置）

2 次項から第12項までに定めるものを除くほか、次の各号に掲げる規定は、それぞれこの条例の

施行の日（以下「施行日」という。）以後の当該各号に定める行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の当該行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

(1)～(3) (略)

(4) 第4条の規定による改正後の飯山市都市公園条例別表の規定 行為の許可

(5)～(27) (略)

附 則（令和2年12月24日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

(別表)（第15条関係）

使用料

占用等の内容	使用料
1 法第7条第1項第1号から第6号まで及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第12条第1項各号の規定に該当するもの	飯山市道路占用料徴収条例（昭和30年飯山市条例第54号）の規定を準用する。ただし、当該条例に規定のないものは、その都度市長が定める額とする。
2 第5条第1項第1号の規定に該当するもの	1か所1日につき 510円
3 第5条第1項第2号の規定に該当するもの	1件1月につき 310円
4 第5条第1項第3号の規定に該当するもの	1か所1日につき 1,100円
5 第5条第1項第4号の規定に該当するもの	1か所1日につき 760円
6 第5条第1項第5号の規定に該当するもの	その都度市長が定める額